***＊＊＊エルタックスによる給与支払報告書を提出する際のお願い＊＊＊***

**１．「指定番号」の入力について**

第17号様式「給与支払報告書（総括表）」の「指定番号」欄の入力をお願いします。

「指定番号」は、前年に給与支払報告書を提出している場合に、倉吉市から送付しております

「特別徴収税額通知書」に記載されています（新規の場合は、記入の必要はありません）。

ご不明な場合は、倉吉市までお問い合わせください。

※特別徴収対象者がいない場合においても、上記の指定番号の入力についてご協力をお願いします。

**２．特別徴収税額通知の受取方法について**

希望する特別徴収税額通知の受取方法で「電子データ（正本）」もしくは「書面（正本）＋電子データ（副本）」を選択された場合は、必ず通知先e-Mailを入力してください。



　○書面（正本）　紙の税額通知書が正本となり、データは送信されません。

　○書面（正本）＋電子データ（副本）　紙の税額通知書が正本となります。当初決定通知のみデータも送信します。※倉吉市の場合

　○電子（正本）　当初決定通知及び変更通知をデータで送信します。

 ※給与支払報告書の提出後にe-Mail アドレスの変更が必要になった場合は 倉吉市へお問い合わせください。

**３．普通徴収で報告する場合**

普通徴収対象者については、必ず『普通徴収』にチェックを入れ、特別徴収できない理由として、「摘要」欄に符号「普Ａ～普Ｆ」のいずれか、もしくは普通徴収該当理由の入力をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 符号 | 普通徴収該当理由 |
| 普Ａ | 総従業員が2人以下の事業者（総従業員数＝「総従業員数」－「下記Ｂ～Ｆ該当人数」 |
| 普Ｂ | 他の事業所で特別徴収されている |
| 普Ｃ | 毎月の給与が少なく、税額が引ききれない（支払少額） |
| 普Ｄ | 給与の支給が毎月でない（不定期受給） |
| 普Ｅ | 専従者給与が支給されている※個人事業主のみ対象（専従者） |
| 普Ｆ | 退職者又は退職予定者（５月末まで） |



４．給与支払報告書の提出後に異動（退職・休職等）があった場合

(1)毎月の給与から市県民税を徴収している従業員が退職等したとき

　「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、異動事由の発生した月の翌月10日までに提出してください。

(2)令和４年度の給与支払報告書を提出した従業員が退職等したとき

　　令和４年度の給与支払報告書を「倉吉市」に提出した従業員のうち、令和３年度の市県民税が「倉吉市」で課税されていない方が退職等した場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を、令和４年４月11日（月）までに提出してください。

５．給与支払報告書（個人別明細書）に追加、訂正、取消が発生した場合

　　別添「給与支払報告書（個人別明細書）に追加、訂正、取消が発生した場合」を参照ください。

**問い合わせ先**　倉吉市役所 税務課 市民税係　TEL0858－22－8115 （直通）

※eLTAXについてはホームページをご確認ください。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　<https://www.eltax.lta.go.jp/>　　エルタックス 検索